

府消委第 189 号

平成 26 年 8 月 5 日

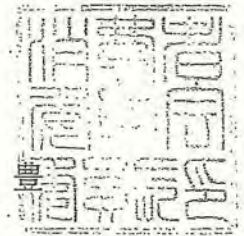
内閣総理大臣

安 倍 晋 三 殿

消費者委員会

委員長代理

石 戸 谷



答 申 書

平成 25 年 7 月 25 日付け消食表第 206 号をもって諮問された品目のうち別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成 25 年 7 月 25 日付け消食表第 206 号をもって諮問された「XXXXXXXXXX」「XXXXXXXXXX」について、その安全性及び効果について審査を行った結果、以下の理由により、特定保健用食品として認めることは適切ではない。

本委員会は、「健康増進法」に基づき定められた「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」（以下「府令」という。）により消費者庁から諮問を受け、答申を行っている。府令第 2 条（特別用途表示の許可の申請書の記載事項等）第 5 項では、「当該食品が食生活の改善に寄与し」、その摂取により国民の健康の維持増進が図られる理由を申請書に記載することとされている。

今回の審査にあたっては、ノンアルコール飲料（ビールテイスト飲料を含む）（以下、「同飲料」という。）が飲酒を誘引する可能性について議論を行った。申請品が特定保健用食品として許可表示された場合、同飲料を飲用する未成年が増加する懸念があり、未成年者の同飲料の飲用が将来の飲酒を誘引した場合、結果として同飲料の飲用が申請理由の一つである「食生活の改善」に寄与しない可能性があるからである。

「酒類の広告・宣伝及び酒類容器に表示に関する自主基準」（飲酒に関する連絡協議会）では、成人の飲用を想定していることから同飲料に関する項目も設けており、広告・宣伝にあたって未成年者の飲用を推奨、連想、誘引する表現を行わないことや、同飲料の販売にあたっては酒類同様に区分陳列および年齢

確認の上、消費者に販売するよう対応することなど、業界として自主基準を定めている。一方で、同飲料を未成年者が飲用している現状も明らかになっている。

このような状況を踏まえ、申請者に対し「特定保健用食品として許可表示された場合、ノンアルコール飲料が未成年者に飲用されている現状に鑑みると、未成年者の飲酒の可能性をさらに上げるのではないかという懸念」について見解を求めたところ、申請者から「特定保健用食品の許可表示と未成年者飲酒率増加の因果関係は想定しにくい」、「従来のノンアルコール飲料以上に未成年の飲酒の可能性を上げることはない」との見解が示された。

当委員会ではこれらの見解も含めて検討したが、特定保健用食品として許可表示された場合、特定保健用食品のもつ「健康に役立つイメージ」に惹かれ同飲料を飲用する未成年者が増加する結果、未成年者の飲酒の可能性がさらに上がるという当委員会の懸念点を払しょくするには至らなかった。

また、ノンアルコール飲料は、未成年者の飲酒の「入口」となる懸念があることから、食生活の改善に寄与する食品に該当しないとの懸念も払しょくするには至らなかった。

以上のことから、本申請に係る製品を特定保健用食品と表示することが、結果として国民の食生活の改善に寄与しない可能性がある以上は、特定保健用食品である旨の表示を許可しないことが妥当である。

以上

別添

(1)平成25年7月25日付け消食表第206号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	██████████	サッポロビール株式会社	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。
2	██████████	花王株式会社	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。